

倉敷市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和5年3月

倉 敷 市

## 目 次

第1章 基本的事項	1
1-1 計画策定の目的	1
1-2 これまでの取組状況	2
1-3 計画の位置づけ	3
1-4 計画の期間等	4
1-5 計画の対象範囲	4
(1) 対象とする温室効果ガス	4
(2) 対象とする施設	5
(3) 温室効果ガス排出量の算定方法	8
第2章 温室効果ガス排出量の現状	12
2-1 温室効果ガス排出状況の全体像	12
2-2 ガス種・排出要因別の温室効果ガス排出状況	12
2-3 部局別の温室効果ガス排出状況	14
第3章 温室効果ガス排出量の削減に関する取組	16
3-1 温室効果ガス排出量の削減目標	16
(1) 削減目標及び取組事項の考え方	16
(2) 削減目標	18
(3) 施設所管別の削減目標	20
3-2 温室効果ガスの排出削減等のための取組	21
(1) 再生可能エネルギーの最大限活用	21
(2) 建築物の建築等に当たっての取組	22
(3) 環境負荷の低減に寄与する製品等の調達	24
(4) 循環型社会形成に向けた取組	24
(5) 吸収作用の保全及び強化	24
(6) COOL CHOICE（クールチョイス）の推進	25
第4章 計画の推進体制と進行管理	26
4-1 計画推進体制	26
4-2 進行管理	28

本計画では、以下の基準に基づいて年度及び年の表記を行っています。

出典名や法令名に併記する場合　：　一般的な記載法に則り元号表記とします

基準年度・目標年度・計画期間等　：　国の地球温暖化対策計画に準じ西暦表記とします

本市における過去の実績等　：　既存資料との比較を考慮し西暦と元号を併記します

### 1-1 計画策定の目的

倉敷市は、気候変動の要因と考えられる温室効果ガスの排出削減対策に取り組み、2050年までに市域の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」にチャレンジすることを、令和3年（2021年）6月に表明しました。

国の「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」において、地方公共団体は、「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となること」が求められています。

倉敷市役所は市内でも特に大規模な温室効果ガス排出事業者であると同時に、行政の主体として様々な事務・事業を行う機関でもあるため、市自らが率先して温室効果ガスの排出削減等に取り組むことは、温室効果ガス排出量を直接的に削減するだけでなく、市民や事業者の自主的かつ積極的な取組を促進することにもつながり、倉敷市域におけるゼロカーボンシティの実現に貢献します。

本計画は、以上の背景を踏まえ、市役所の行政事務及び事業全般において取り組むべき温室効果ガス排出削減等の施策をとりまとめたものです。

## 1-2 これまでの取組状況

本市では、平成 12 年度（2000 年度）から「倉敷市地球温暖化防止活動実行計画」（第 1 期計画、第 2 期計画）及び「倉敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（第 3 期計画）に基づき、全職員が共通認識のもと、温室効果ガス排出削減の取組を推進してきました。

第 1 期計画及び第 2 期計画では、いずれも削減目標を達成し、2020 年度を目標年とする第 3 期計画に沿って取組を進めておりましたが、国の「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議決定）」で「2030 年度において、2013 年度比 26.0%減の水準にする」という中期目標が掲げられたことなどを受け、平成 30 年（2018 年）3 月に「改定第 3 期計画」として計画を改定しました。その後、令和 2 年（2020 年）3 月には、基準年度以降の実績を踏まえて計画の見直しを行い、適切な目標管理の中で取組を継続してきました。

この度、国の目指す「カーボンニュートラル」や「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」という「地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月閣議決定）」の中期目標、倉敷市域におけるゼロカーボンシティ実現等と整合した取組を進めるため、再度計画の見直しを行います。

表 1-1 これまでの目標達成状況

計画期	計画期間 <sup>※1</sup>	削減目標	基準年排出量 <sup>※2</sup> [t-CO <sub>2</sub> ]	実績排出量 <sup>※2</sup> [t-CO <sub>2</sub> ]
第 1 期	2000 年度 (H12) ～ 2005 年度 (H17)	2005 年度に 基準年比▲2%	113,171 (1999 年度)	109,954 (▲2.8%)
第 2 期	2006 年度 (H18) ～ 2010 年度 (H22)	2010 年度に 基準年比▲7%	126,831 (2005 年度)	105,971 (▲16.4%)
第 3 期	2011 年度 (H23) ～ 2020 年度 (R2)	2020 年度に 基準年比▲30%	117,781 (2007 年度)	109,168 <sup>※3</sup> (▲7.3% <sup>※3</sup> )

※1 H〇〇は平成〇〇年度を、R〇〇は令和〇〇年度を示します。

※2 計画期ごとに温室効果ガス排出量の算定対象施設や算定方法が異なるため、実績排出量と基準年排出量が一致しない場合があります。

※3 第 3 期の実績排出量は、計画期間中に計画を改定したため、2015 年度の値を示します。

### 1-3 計画の位置づけ

本計画は、市政推進の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」や本市の環境施策の基本的事項を定めた「倉敷市第三次環境基本計画」の下位計画に位置付けられ、市全域を対象とした温室効果ガス削減計画である「クールくらしきアクションプラン（倉敷市地球温暖化対策実行計画 区域施策編）」とあわせて地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という。）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画に該当します。

本計画の目標達成に向けた具体的な取組事項には、「倉敷市エネルギー管理規程」、「倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針」、「倉敷市省エネ中長期投資計画」、「COOL CHOICE くらしきガイドライン」、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、省エネ法という。）第 15 条第 1 項に基づく「中長期計画」、同法第 3 条第 1 項に基づく「管理標準」、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 10 条第 1 項に基づく「倉敷市グリーン調達推進基本方針」など、個別の計画や指針を含みます。

また、施設や設備機器の新設・更新・運用については「倉敷市公共施設等総合管理計画」、「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」、「倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン」等の関連計画とも連携し、当該施設・設備の運用に十分配慮した取組を実施するものとします。

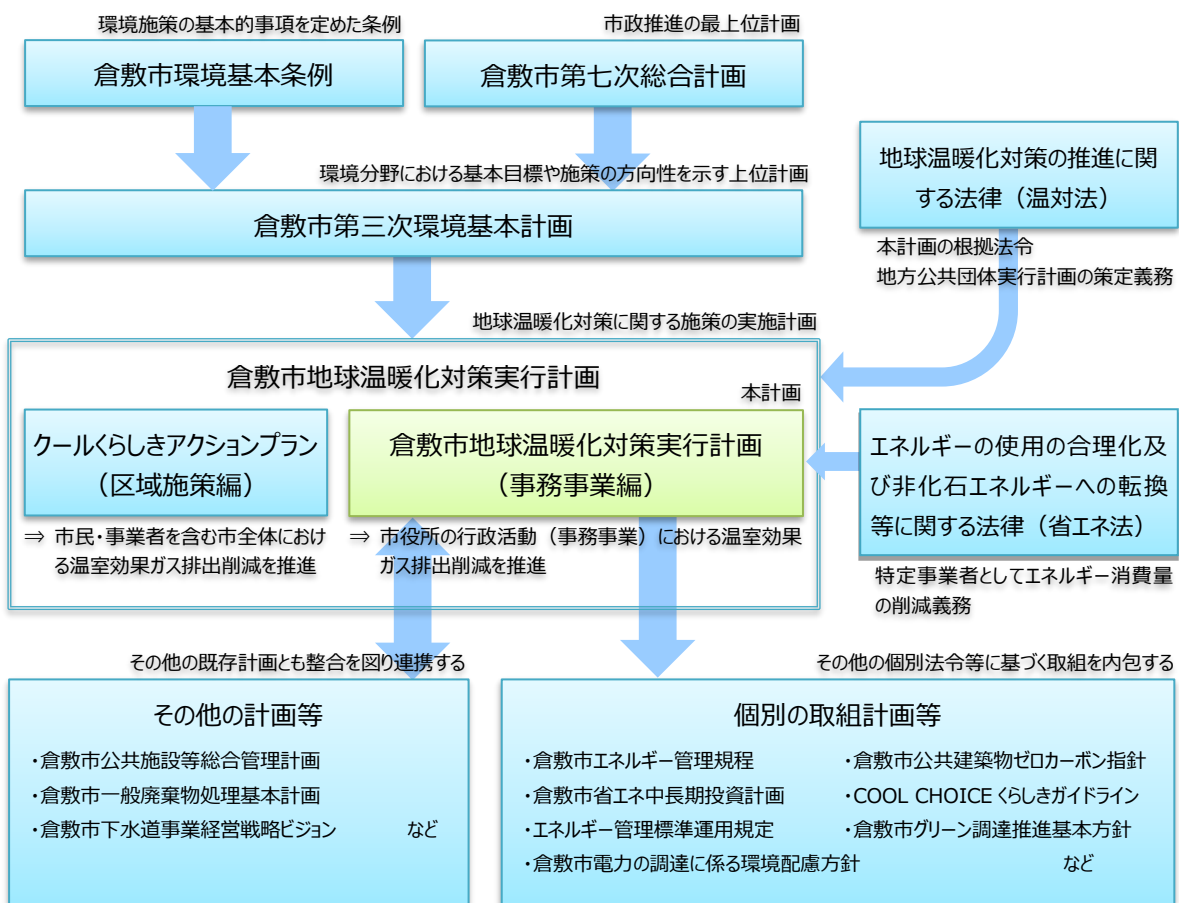


図 1-1 計画の位置づけ

## 1-4 計画の期間等

改定第3期計画に位置づける本計画の対象期間は、改定前の計画期間を10年間延長し、2011年度から2030年度までの20年間とします。ただし、社会情勢や法規制等により計画の前提が大きく変わるような変化が生じた場合は、計画期間中であっても、必要に応じて目標や取組等の見直しを行うものとします。

基準年度及び目標年度は、「地球温暖化対策計画」に定める我が国の中期目標に準じ、以下のとおりとします。

基準年度：2013年度

目標年度：2030年度

## 1-5 計画の対象範囲

### (1) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項に規定する温室効果ガス7種類のうち、本市の事務及び事業により排出される4種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類）を対象とします。

表 1-2 対象とする温室効果ガス

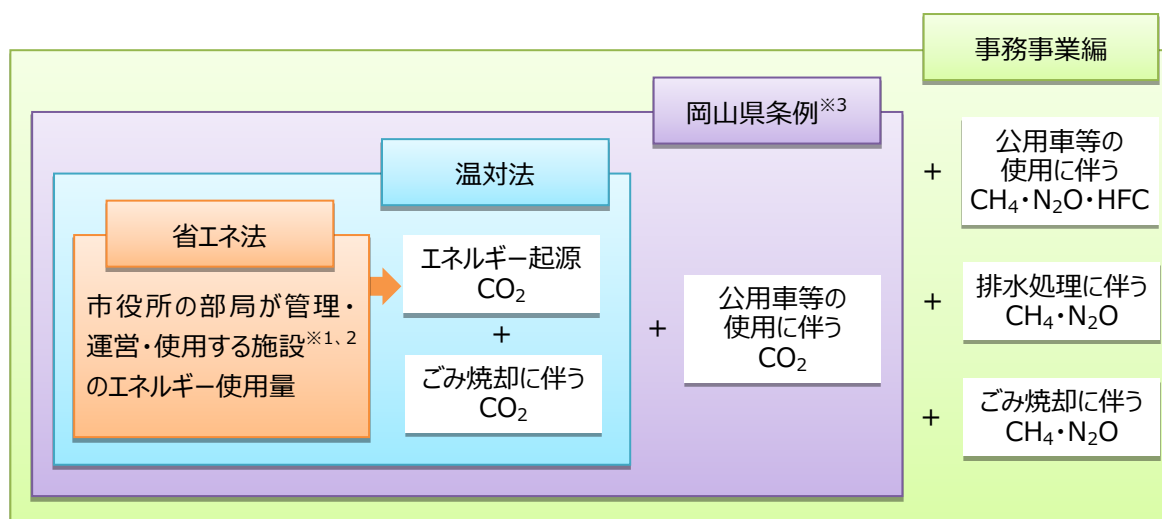
ガス種別	主たる排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の燃焼および電気の使用（エネルギー起源） 一般廃棄物の焼却（非エネルギー起源）
メタン (CH <sub>4</sub> )	公用車の走行（非エネルギー起源） 下水・し尿の処理（非エネルギー起源） 一般廃棄物の焼却（非エネルギー起源）
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	公用車の走行（非エネルギー起源） 下水・し尿の処理（非エネルギー起源） 一般廃棄物の焼却（非エネルギー起源）
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	公用車のカーエアコンから漏出する HFC-134a (非エネルギー起源)
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体等の洗浄やエッチングに使用されますが、本市の事務及び事業からの排出はほとんどないため対象外とします。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変圧器からの漏出等が考えられますが、本市の事務及び事業からの排出はほとんどないため対象外とします。
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	液晶パネルの製造工程等で使用されますが、本市の事務及び事業からの排出はほとんどないため対象外とします。

## (2) 対象とする施設

本計画は、温対法及び省エネ法の規定に準じて、市役所の部局が管理・運営・使用する全ての施設（指定管理施設を含む）を対象とします。

ただし、一部事務組合は、温対法において本市とは別の組織に位置づけられているため、本計画の対象外とします。

また、本市では「倉敷市エネルギー管理規程」に基づき、省エネ法の「特定事業者」に指定されている市長部局、教育委員会、水道局、ボートレース事業局をそれぞれエネルギー管理組織として定め、省エネ・温暖化対策を推進しています。平成28年度（2016年度）に市民病院が、地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行し、市長部局から独立した組織となっていますが、本計画では、現在省エネ法の「特定事業者」に指定されていないため、「倉敷市エネルギー管理規程」に基づき、市長部局のエネルギー管理組織として扱うものとします。



※1 指定管理施設を含む

※2 一部事務組合（南部水道企業団、備南水道企業団、西部清掃施設組合など）は対象外

※3 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

図 1-2 本計画の対象範囲

表 1-3 主な対象施設（市長部局）

所管部署		主な所管施設
環境政策部	環境政策課	大気汚染測定所、大気移動測定局
	環境衛生課	中央斎場、児島斎場 など
リサイクル推進部	一般廃棄物対策課	環境センター、し尿処理場 など
	環境施設室	清掃工場、最終処分場 など
下水道部		下水処理場、ポンプ場、マンホールポンプ など
企画財政局	市民活動推進課	市民交流センター、環境交流スクエア
	倉敷市立短期大学	倉敷市立短期大学
総務局	総務部	本庁舎、支所 など
	防災危機管理室	防災危機管理室施設
市民局	人権推進室	倉敷民主会館、玉島池畝会館、水島会館、児島民主会館、真備人権ふれあい館 など
保健福祉局	保健福祉推進課	くらしき健康福祉プラザ、真備健康福祉館 など
	福祉援護課	長楽荘、琴浦園
	健康長寿課	憩の家、老人福祉センター など
	保育・幼稚園課	保育園、認定こども園 など
文化産業局	文化振興課	倉敷市民会館、芸文館 など
	観光課	国民宿舎良寛荘、鷺羽山レストハウス など
	スポーツ振興課	屋内水泳センター、倉敷運動公園 など
	商工課	倉敷ファッションセンター など
	労働政策課	倉敷労働会館 など
	耕地水路課	排水機場 など
建設局	道路管理課	道路照明、防犯灯、自転車等駐車場 など
	公園緑地課	倉敷みらい公園 など
	その他	市営住宅、倉敷駅前東都市再生住宅 など
消防局		消防署、消防機庫 など
市民病院		市民病院



表 1-4 主な対象施設（教育委員会）

事業分類	所管部署	主な所管施設
配達飲食サービス業	倉敷中央学校給食 共同調理場	学校給食共同調理場
幼稚園	教育施設課	市立幼稚園
小学校	教育施設課	市立小学校
中学校	教育施設課	市立中学校
高等学校	教育施設課	市立高等学校
特別支援学校	教育施設課	倉敷支援学校
公民館	市民学習センター	公民館、ライフパーク倉敷
図書館	中央図書館	市立図書館
博物館・美術館	生涯学習部	自然史博物館、市立美術館、歴史民俗資料館、史跡公園 など
青少年教育施設	教育センター	倉敷ふれあい教室
	生涯学習課	倉敷市自然の家 など

表 1-5 主な対象施設（水道局）

所管部署	主な所管施設
水道局	浄水場、加圧ポンプ場、配水池、調整池 など

表 1-6 主な対象施設（ボートレース事業局）

所管部署	主な所管施設
ボートレース事業局	児島モーターボート競走場

### (3) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量算定方法は、原則として「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和4年3月 環境省大臣官房環境計画課）に準拠し、計画見直し前から、温室効果ガス排出係数の変更等を行いました。

なお、電力の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いる排出係数には、「基礎排出係数」と「調整後排出係数」の2種類があり、基礎排出係数は、電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された実二酸化炭素排出量を、当該電気事業者が供給した電力量で除して算出されます。一方で、調整後排出係数は、電気事業者の実二酸化炭素排出量に対して、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る費用負担による調整を行うとともに、他者の排出の抑制等に寄与した量を控除した結果に基づき算出されています。

排出要因別の排出量算定方法を表1-7～表1-13に示します。

表1-7 施設で使用するエネルギーを起源とする温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因	算定方法及び基礎データ出典
電力	施設の電力使用量 (a) × 電力会社ごとのCO <sub>2</sub> 排出係数 <sup>※1</sup> [出典] a. 各所管課資料 (単位: kWh)
プロパンガス (LPG)	施設のLPG使用量 (a) ÷ LPG産気率 (b) × CO <sub>2</sub> 排出係数 (表1-11) [出典] a. 各所管課資料 (単位: m <sup>3</sup> ) b. プロパン、ブタン、LPガスのCO <sub>2</sub> 排出原単位に係るガイドライン (日本LPガス協会) より 0.502 m <sup>3</sup> /kg
A 重油、都市ガス、灯油、ガソリン、軽油	施設の燃料使用量 (a) × CO <sub>2</sub> 排出係数 (表1-11) [出典] a. 各所管課資料 (単位: ℓ)

※1 各排出年度の温室効果ガス排出量を算定する際に使用する係数（基礎排出係数または調整後排出係数）は、その前年度実績に基づき算定します。

表 1-8 公用車及び船舶の使用に伴う温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因		算定方法及び基礎データ出典
燃料起源 CO <sub>2</sub>	プロパンガス (LPG)	<b>公用車の LPG 使用量 (a) ÷ LPG 産気率 (b) × CO<sub>2</sub> 排出係数 (表 1-11)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: m <sup>3</sup> ) b. プロパン、ブタン、LP ガスの CO <sub>2</sub> 排出原単位に係るガイドライン (日本 LP ガス協会) より <b>0.502 m<sup>3</sup>/kg</b>
	ガソリン 軽油	<b>公用車及び船舶の燃料使用量 (a) × CO<sub>2</sub> 排出係数 (表 1-11)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: ℓ)
CH <sub>4</sub> N <sub>2</sub> O	公用車の走行	<b>車種別走行量 (a) × CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O 排出係数 (表 1-11) × 地球温暖化係数 (表 1-12)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: km)
	船舶の航行	<b>船舶の燃料使用量 (a) × CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O 排出係数 (表 1-11) × 地球温暖化係数 (表 1-12)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: kℓ)
カーエアコンから 漏出する HFC-134a		<b>公用車保有台数 (a) × HFC 排出係数 (表 1-11) × 地球温暖化係数 (表 1-12)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: 台年)

※ 各温室効果ガスの総排出量は上表による各施設の排出量の合計値とします。

表 1-9 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因	算定方法及び基礎データ出典
廃プラスチックの焼却に伴う CO <sub>2</sub> 排出 (連続燃焼式焼却施設)	<b>合成繊維を除くビニール類の焼却量 (a) × CO<sub>2</sub> 排出係数 (表 1-11)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: 乾重量 t)
一般廃棄物の焼却に伴う CH <sub>4</sub> 及び N <sub>2</sub> O 排出	<b>一般廃棄物焼却量 (a) × CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O 排出係数 (表 1-11) × 地球温暖化係数 (表 1-12)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: 湿重量 t)

※ 各温室効果ガスの総排出量は上表による各施設の排出量の合計値とします。

表 1-10 排水処理に伴う温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因	算定方法及び基礎データ出典
下水道終末処理場の排水処理に伴う CH <sub>4</sub> 及び N <sub>2</sub> O 排出	<b>下水処理量 (a) × CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O 排出係数 (表 1-11) × 地球温暖化係数 (表 1-12)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: m <sup>3</sup> )
合併処理浄化槽・単独処理浄化槽・集落排水施設の排水処理に伴う CH <sub>4</sub> 及び N <sub>2</sub> O 排出	<b>処理対象人員 (a) × CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O 排出係数 (表 1-11) × 地球温暖化係数 (表 1-12)</b> [出典] a. 各所管課資料 (単位: 人年)

※ 各温室効果ガスの総排出量は上表による各施設の排出量の合計値とします。

表 1-11 その他の温室効果ガス排出係数

排出区分		単位 <sup>※1</sup>	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC-134a	
燃料 <sup>※2</sup>	A 重油	kg-GHG/ℓ	2.71	—	—	—	
	LPG	kg-GHG/kg	3.00	—	—	—	
	都市ガス <sup>※3</sup>	kg-GHG/m <sup>3</sup>	2.29	—	—	—	
	灯油	kg-GHG/ℓ	2.49	—	—	—	
	ガソリン	kg-GHG/ℓ	2.32	—	—	—	
	軽油	kg-GHG/ℓ	2.58	—	—	—	
公用車及び船舶の使用	ガソリン・LPG自動車	普通・小型乗用車	kg-GHG/km	—	0.000010	0.000029	—
		軽乗用車	kg-GHG/km	—	0.000010	0.000022	—
		普通貨物車	kg-GHG/km	—	0.000035	0.000039	—
		小型貨物車	kg-GHG/km	—	0.000015	0.000026	—
		軽貨物車	kg-GHG/km	—	0.000011	0.000022	—
		特種用途車	kg-GHG/km	—	0.000035	0.000035	—
	軽油自動車	普通・小型乗用車	kg-GHG/km	—	0.000002	0.000007	—
		普通貨物車	kg-GHG/km	—	0.000015	0.000014	—
		小型貨物車	kg-GHG/km	—	0.0000076	0.000009	—
		特種用途車	kg-GHG/km	—	0.000013	0.000025	—
		バス	kg-GHG/km	—	0.000017	0.000025	—
	船舶（軽油）	kg-GHG/kℓ	—	0.25	0.073	—	
	カーエアコンから漏出	kg-GHG/台年	—	—	—	0.01	
	廃棄物	連続燃焼式焼却炉	kg-GHG/t	—	0.00095	0.0567	—
		廃プラスチックの焼却	kg-GHG/t	2,770	—	—	—
排水処理	下水道終末処理場	kg-GHG/m <sup>3</sup>	—	0.00088	0.00016	—	
	合併処理浄化槽	kg-GHG/人年	—	0.59	0.023	—	
	単独処理浄化槽	kg-GHG/人年	—	0.59	0.023	—	
	集落排水施設	kg-GHG/人年	—	0.59	0.023	—	

出典 「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和4年3月 環境省）

※1 GHG (Green House Gas) は温室効果ガスを表します。

※2 燃料のCO<sub>2</sub>排出係数は、出典（表1-13参照）にならい、単位発熱量×炭素排出係数×44÷12により算定し、概数処理を行わないものとします。（上表では便宜的に有効桁数3桁にて表示しています。）

※3 都市ガスの発熱量は、「省エネルギー法定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」（令和4年4月 資源エネルギー庁）より岡山ガスの値（46MJ/m<sup>3</sup>）を引用します。

表 1-12 温室効果ガスの地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
CO <sub>2</sub>	1
CH <sub>4</sub>	25
N <sub>2</sub> O	298
HFC-134a	1, 430

出典 「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和 4 年 3 月 環境省）

表 1-13 燃料の CO<sub>2</sub> 排出係数算定根拠（参考）

燃料の区分	単位発熱量	炭素排出係数	CO <sub>2</sub> 排出係数
A 重油	39.1 MJ/ℓ	0.0189 kg-C/MJ	2.71 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
LPG	50.8 MJ/kg	0.0161 kg-C/MJ	3.00 kg-CO <sub>2</sub> /kg
都市ガス	46.0 MJ/m <sup>3</sup>	0.0136 kg-C/MJ	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
灯油	36.7 MJ/ℓ	0.0185 kg-C/MJ	2.49 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
ガソリン	34.6 MJ/ℓ	0.0183 kg-C/MJ	2.32 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
軽油	37.7 MJ/ℓ	0.0187 kg-C/MJ	2.58 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ

出典 「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和 4 年 3 月 環境省）

- ※ 出典において、単位発熱量と炭素排出係数は温対法施行令別表第一より引用しています。  
ただし、都市ガスの単位発熱量は「省エネルギー法定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」（令和 4 年 4 月 資源エネルギー庁）より岡山ガスの値を引用します。
- ※ CO<sub>2</sub> 排出係数は、単位発熱量×炭素排出係数×44÷12 により算定し、概数処理を行わないものとします。  
（上表では便宜的に有効桁数 3 桁にて表示しています。）

## 第2章 温室効果ガス排出量の現状

### 2-1 温室効果ガス排出状況の全体像

本市の事務事業及び事業に伴い排出された温室効果ガス総排出量は、**基礎排出係数を用いた場合、基準年度（2013年度）は118,637 t-CO<sub>2</sub>、直近年度である2021年度は86,923 t-CO<sub>2</sub>（基準年度比26.7%減少）と算定、調整後排出係数を用いた場合、基準年度は112,633 t-CO<sub>2</sub>、2021年度は86,565 t-CO<sub>2</sub>（基準年度比23.1%減少）と算定されます。**

本市では、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、点検に当たっては、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて公表するものとします。

なお、本計画では特に断りがない限り、「調整後排出係数を用いて算定した温室効果ガスの総排出量」について説明を行います。

### 2-2 ガス種・排出要因別の温室効果ガス排出状況

基準年度における温室効果ガスの総排出量112,633 t-CO<sub>2</sub>をガス種別に見ると、CO<sub>2</sub>（109,363 t-CO<sub>2</sub>）が最も多く、約97%を占めています。その排出要因は電力の使用に伴う排出量が排出量全体の約54%、施設設備や公用車等における燃料の使用に伴う排出量が全体の約10%、また、市民や事業者等から排出されたごみの焼却に伴う排出量が全体の約33%を占めています。

CO<sub>2</sub>以外のガス種については、CH<sub>4</sub>（661 t-CO<sub>2</sub>）、N<sub>2</sub>O（2,597 t-CO<sub>2</sub>）、HFC-134a（12 t-CO<sub>2</sub>）を合わせ約3%と、全体に占める割合は小さく、ごみ焼却や排水処理に伴って排出されるCH<sub>4</sub>やN<sub>2</sub>Oがその大半を占めています。

表 2-1 基準年度における温室効果ガス排出量（ガス種別・排出要因別）

排出要因		温室効果ガス排出量 [ t-CO <sub>2</sub> ]				
		CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC-134a	全ガス
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	電力	61,135	—	—	—	61,135
	燃料（施設）	9,785	—	—	—	9,785
	燃料（公用車等）	1,780	—	—	—	1,780
エネルギー 起源CO <sub>2</sub> 以外	ごみ焼却	36,663	2	1,434	—	38,099
	公用車等の利用	—	2	38	12	51
	排水処理	—	657	1,126	—	1,783
<b>合計</b>		<b>109,363</b>	<b>661</b>	<b>2,597</b>	<b>12</b>	<b>112,633</b>

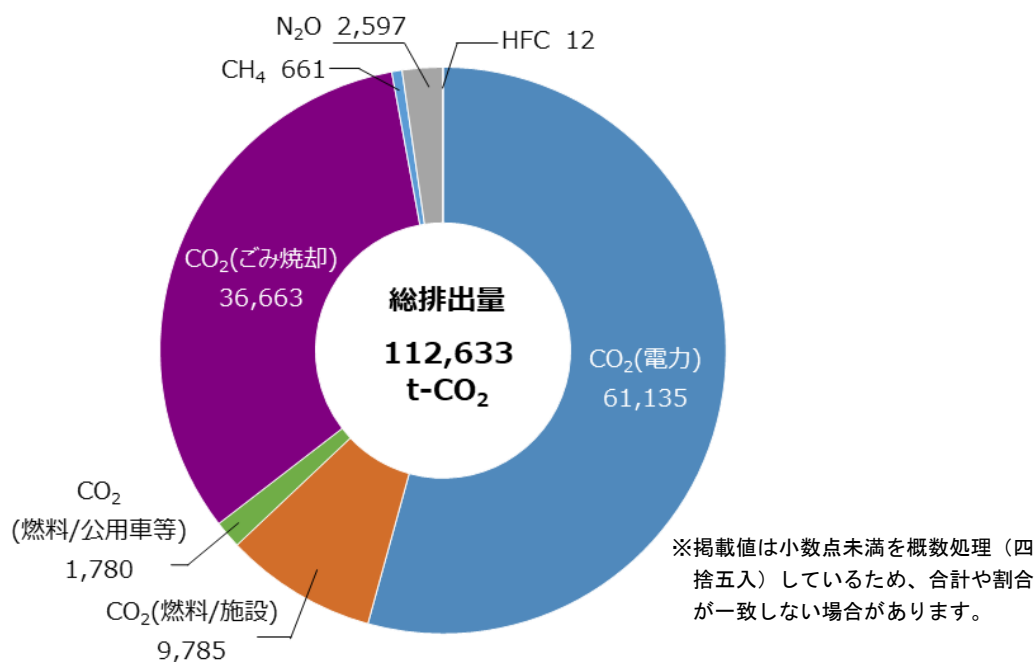


図 2-1 基準年度における温室効果ガス排出量（ガス種別・排出要因別）

基準年度以降、温室効果ガス総排出量は減少傾向にあり、2021年度の排出量は86,565 t-CO<sub>2</sub>と、基準年度比23.1%減少しました。

基準年度から最も削減量が大きかった排出要因は、電力由来のCO<sub>2</sub>排出量で、LED照明や高効率空調等への更新により電力消費量が削減されたことに加え、排出係数の低減が進んだことにより、基準年度比36.3%と大幅に減少となりました。次いで、ボイラーや暖房器具の高効率設備への切替え等により、施設における燃料由来のCO<sub>2</sub>排出量が基準年度比19.6%減少、また、廃プラスチックの減少により、ごみ焼却由来のCO<sub>2</sub>排出量も基準年度比4.3%減少しています。

なお、排出量全体に占める割合については、基準年度から変動はあるものの、電力由来のCO<sub>2</sub>排出量が全体の約45%と最も大きな割合を占めるといった状況は変わらず、次いでごみ焼却由来のCO<sub>2</sub>排出量が全体の約41%を占めています。

表 2-2 基準年度と直近年度における温室効果ガス排出量（ガス種別・排出要因別）

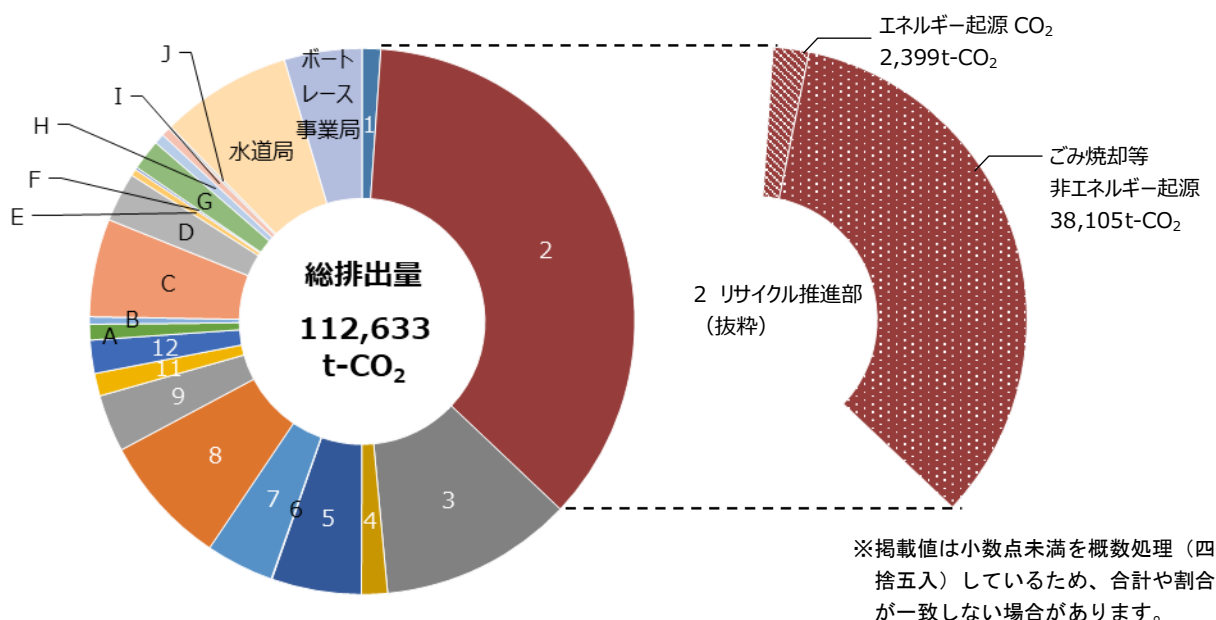
排出要因		温室効果ガス排出量 [ t-CO <sub>2</sub> ]		
		2013年度 (基準年度)	2021年度 (基準年度比)	排出量増減
CO <sub>2</sub>	電力	61,135	38,962 (-36.3%)	-22,173
	燃料 (施設)	9,785	7,869 (-19.6%)	-1,916
	燃料 (公用車等)	1,780	1,453 (-18.3%)	-327
	ごみ焼却	36,663	35,079 (-4.3%)	-1,584
CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O・HFC-134a		3,270	3,201 (-2.1%)	-69
<b>合計</b>		<b>112,633</b>	<b>86,565 (-23.1%)</b>	<b>-26,068</b>

## 2-3 部局別の温室効果ガス排出状況

基準年度における温室効果ガス総排出量を部局別に見ると、市長部局が 83,246 t-CO<sub>2</sub> で最も多く、次いで教育委員会が 15,470 t-CO<sub>2</sub>、水道局が 8,734 t-CO<sub>2</sub>、ボートレース事業局が 5,184 t-CO<sub>2</sub> でした。

排出量全体の約 74% を占める市長部局の中でも特に排出割合が大きかったのは、ごみ焼却処理場、環境センター、し尿処理場等のリサイクル推進部所管施設で、この中にごみ焼却に伴う排出量が全て含まれます。次いで排出割合が大きかったのは下水処理場やポンプ場等の下水道部所管施設で、排水処理に伴う CH<sub>4</sub> や N<sub>2</sub>O の排出量が含まれます。

以降は、文化産業局、水道局、小学校、総務局、ボートレース事業局など、主に電力を大量に消費する施設を多く所管する部署が続きます。



### 【凡例】

(市長部局)		(教育委員会)	
1: 環境政策部	6: 市民局	A: 配達飲食サービス業	F: 特別支援学校
2: リサイクル推進部	7: 保健福祉局	B: 幼稚園	G: 公民館
3: 下水道部	8: 文化産業局	C: 小学校	H: 図書館
4: 企画財政局	9: 建設局	D: 中学校	I: 博物館・美術館
5: 総務局	10: 消防局	E: 高等学校	J: 青少年教育施設
	11: 市民病院		

図 2-2 基準年度における温室効果ガス排出量（施設所管部署・事業分類別）



2021年度の温室効果ガス総排出量を、所管部署及び事業分類別に見ると、配達飲食サービス業以外は、全て基準年度を下回っています。配達飲食サービス業については、4つの共同調理場を集約した倉敷中央学校給食共同調理場が令和元年度(2019年度)より本格稼働していますが、衛生管理を強化するための設備導入によって、エネルギー使用量が増加したため、基準年度より排出量が増加しています。

表 2-3 基準年度及び直近年度における温室効果ガス排出量（施設所管部署・事業分類別）

所管部署・事業分類		温室効果ガス排出量 [ t-CO <sub>2</sub> ]		
		2013年度 (基準年度)	2021年度 (基準年度比)	排出量増減
市長部局	1 環境政策部	1,237	1,192 (-3.6%)	-45
	2 リサイクル推進部	40,504	38,144 (-5.8%)	-2,360
	3 下水道部	12,893	8,060 (-37.5%)	-4,834
	4 企画財政局	1,729	1,234 (-28.7%)	-496
	5 総務局	5,999	3,415 (-43.1%)	-2,584
	6 市民局	48	36 (-23.6%)	-11
	7 保健福祉局	4,543	3,473 (-23.6%)	-1,070
	8 文化産業局	8,748	4,852 (-44.5%)	-3,896
	9 建設局	3,823	1,503 (-60.7%)	-2,320
	10 消防局	1,501	1,143 (-23.8%)	-358
	11 市民病院	2,222	1,453 (-34.6%)	-769
<b>市長部局 計</b>		<b>83,246</b>	<b>64,505 (-22.5%)</b>	<b>-18,741</b>
教育委員会	A 配達飲食サービス業	1,040	1,487 (+42.9%)	+446
	B 幼稚園	500	364 (-27.2%)	-136
	C 小学校	6,528	6,253 (-4.2%)	-275
	D 中学校	3,288	2,658 (-19.1%)	-630
	E 高等学校	451	317 (-29.6%)	-133
	F 特別支援学校	160	122 (-23.8%)	-38
	G 公民館	2,043	972 (-52.4%)	-1,071
	H 図書館	690	470 (-31.8%)	-219
	I 博物館・美術館	565	382 (-32.4%)	-183
	J 青少年教育施設	205	15 (-92.9%)	-190
<b>教育委員会 計</b>		<b>15,470</b>	<b>13,040 (-15.7%)</b>	<b>-2,430</b>
<b>水道局</b>		<b>8,734</b>	<b>5,476 (-37.3%)</b>	<b>-3,257</b>
<b>ポートルース事業局</b>		<b>5,184</b>	<b>3,544 (-31.6%)</b>	<b>-1,639</b>
<b>全事務事業 計</b>		<b>112,633</b>	<b>86,565 (-23.1%)</b>	<b>-26,068</b>

※掲載値は小数点未満を概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

### 第3章 温室効果ガス排出量の削減に関する取組

#### 3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

##### (1) 削減目標及び取組事項の考え方

「地球温暖化対策計画」では、我が国の中期目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを掲げており、特に業務その他部門（庁舎や学校など市の事務事業の大半は業務その他部門に属します。）においては51%という高い削減目安が示されています。

そのような中、本市は県内ただ一つの中核市として、市民や事業者だけでなく周辺市町村の模範となる率先的かつ革新的な取組が求められます。行政機関として市役所本来の役割を果たしつつ、国の目指す姿や倉敷市域におけるゼロカーボンシティ実現に寄与していくため、本計画では以下の考え方に基づいて削減目標を設定しました。

##### 1) 地球温暖化対策計画との整合

国と遜色ない取組を、本市においても実施していくことを前提として、「地球温暖化対策計画」で示されている部門別の削減目標等を市の排出構成に当てはめた場合、2030年度の温室効果ガス排出量は69,821 t-CO<sub>2</sub>、2013年度比で38.0%の削減となります。

表 3-1 地球温暖化対策計画の各区分における目標・目安を踏まえた削減目標

排出要因		倉敷市の事務事業における温室効果ガス排出量			(参考) 地球温暖化 対策計画の 削減目標・目安
		2013年度 [ t-CO <sub>2</sub> ]	2030年度 [ t-CO <sub>2</sub> ]	削減率	
CO <sub>2</sub>	電力・燃料（施設）	70,920	34,751	51.0%	51%
	燃料（公用車等）	1,780	1,157	35.0%	35%
	ごみ焼却	36,663	31,164	15.0%	15%
CH <sub>4</sub>		661	588	11.0%	11%
N <sub>2</sub> O		2,597	2,156	17.0%	17%
HFC-134a		12	5	55.0%	55%
合 計		112,633	69,821	38.0%	-

※掲載値は小数点未満を概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

##### 2) 省エネ法における削減目標の遵守

省エネ法において、事業者は、エネルギー消費原単位（エネルギー使用量を、エネルギー使用量と密接な関係を持つ値で除した値）を年平均1%以上低減することが求められています。エネルギー使用量と密接な関係を持つ値が変わらないと仮定した場合、2030年度には2013年度比で16%以上のエネルギー使用量の削減が必要です。

### 3) 削減ポテンシャルによる削減目標の検討

地方公共団体は、区域の事業者・住民の模範となることを目指し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減などのため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月閣議決定）」（以下、政府実行計画という。）に準じた率先的な取組を実施することが求められています。温室効果ガスの排出削減に向けた率先的な取組を実施した場合、エネルギーの使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量は2030年度に2013年度比で63.3%の削減ポテンシャルが見込まれます。また、エネルギーの使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量以外については、「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」における目標との整合等を考慮すると、2030年度に2013年度比で8.2%の削減ポテンシャルが見込まれます。

表 3-2 削減ポテンシャルを踏まえた削減目標

排出要因		温室効果ガス排出量 [ t-CO <sub>2</sub> ]	
		2013年度 (基準年度)	2030年度 (基準年度比)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	電力	61,135	18,458 (-69.8%)
	燃料 (施設)	9,785	7,331 (-25.1%)
	燃料 (公用車等)	1,780	859 (-51.7%)
	小計	72,700	26,648 (-63.3%)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外	ごみ焼却に伴うCO <sub>2</sub>	36,663	33,512 (-8.6%)
	CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O・HFC-134a	3,270	3,136 (-4.1%)
	小計	39,933	36,648 (-8.2%)
合計		112,633	63,295 (-43.8%)

※掲載値は小数点未満を概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

※ 政府実行計画で「措置の内容」として示された主な内容は以下のとおりです。

- ・ 地方支分部局も含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限導入を図るため、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
- ・ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。
- ・ 政府の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
- ・ 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
- ・ 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

## (2) 削減目標

上記の検討結果を踏まえ、地球温暖化対策計画や省エネ法の削減目標を満たすとともに、さらなる削減を目指すため、対象施設ごとに実施可能な施策とそれによる削減ポテンシャルの検討結果に基づく削減目標を採用します。

なお、令和7年（2025年）稼働予定の（仮称）倉敷西部クリーンセンターでは、現在、一部事務組合等で焼却しているごみを受入れ予定としているため、本計画の対象となるごみ焼却に伴う排出量が大幅に増加することが見込まれます。ただし、当施設による影響については、適切に評価することが現時点では難しいため、本計画の目標検討にあたっては加味せず、当施設稼働後に改めて目標を検討するものとします。

また、削減目標については、再生可能エネルギーの活用、建築物のゼロカーボン化、環境負荷の低減に資する製品等の調達などの取組が反映されるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量と、ごみ焼却に伴う排出量を含むその他の部分を区分し、設定を行いました。

【温室効果ガス総排出量の削減目標】

エネルギーの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を  
2030 年度までに基準年度（2013 年度）比で 63.3%削減します。

また、温室効果ガス総排出量全体では、  
2030 年度までに基準年度（2013 年度）比で 43.8%削減します。

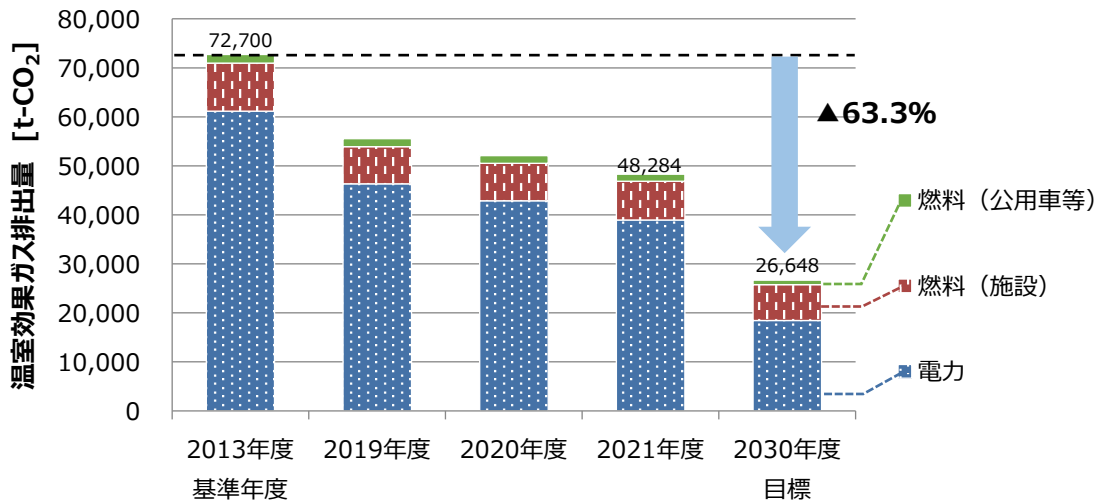


図 3-1 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標

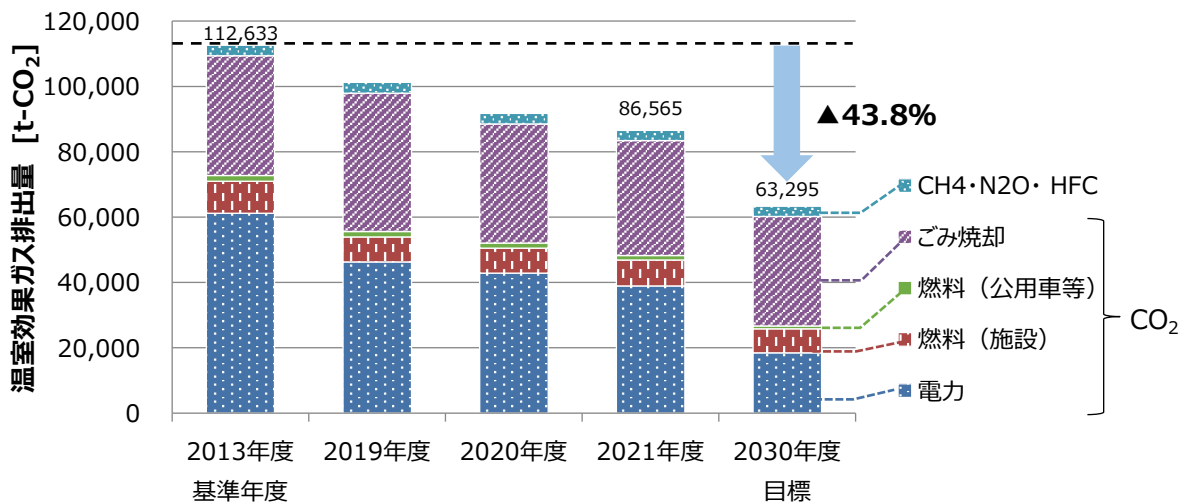


図 3-2 温室効果ガス総排出量の削減目標

(3) 施設所管別の削減目標

温室効果ガスの排出削減のための取組を着実に進めるため、本計画では、削減ポテンシャルを配分し、各部署及び施設所管別のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減目標を設定しました。

表 3-3 部署別及び施設所管別のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量削減目標

所管部署・事業分類		温室効果ガス排出量 [ t-CO <sub>2</sub> ]	
		2013年度 (基準年度)	2030年度目標 <sup>※1</sup> (基準年度比)
市長 部 局	1 環境政策部	1,019	721 (-29.2%)
	2 リサイクル推進部	2,399	1,106 (-53.9%)
	3 下水道部	11,328	4,153 (-63.3%)
	4 企画財政局	1,729	513 (-70.4%)
	5 総務局	5,970	1,732 (-71.0%)
	6 市民局	47	12 (-74.4%)
	7 保健福祉局	4,541	1,928 (-57.5%)
	8 文化産業局	8,747	2,489 (-71.5%)
	9 建設局	3,822	652 (-82.9%)
	10 消防局	1,491	547 (-63.3%)
	11 市民病院	2,222	824 (-62.9%)
<b>市長部局 計</b>		<b>43,315</b>	<b>14,677 (-66.1%)</b>
教育 委 員 会	A 配達飲食サービス業	1,040	1,168 (+12.3%) <sup>※2</sup>
	B 幼稚園	500	222 (-55.7%)
	C 小学校	6,528	4,003 (-38.7%)
	D 中学校	3,288	1,491 (-54.6%)
	E 高等学校	451	171 (-62.1%)
	F 特別支援学校	160	65 (-59.1%)
	G 公民館	2,043	383 (-81.3%)
	H 図書館	690	184 (-73.3%)
	I 博物館・美術館	565	144 (-74.6%)
	J 青少年教育施設	205	7 (-96.4%)
<b>教育委員会 計</b>		<b>15,470</b>	<b>7,839 (-49.3%)</b>
<b>水道局</b>		<b>8,732</b>	<b>2,844 (-67.4%)</b>
<b>ポートルース事業局</b>		<b>5,184</b>	<b>1,288 (-75.2%)</b>
<b>全事務事業 計</b>		<b>72,700</b>	<b>26,648 (-63.3%)</b>

※1 電力排出係数は、2013年度の0.672kg-CO<sub>2</sub>/kWhから、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年10月資源エネルギー庁)を参考に、太陽光発電の自家消費や自己託送等を含む電力使用量全体で、0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhまで低減させることを目標とします。

※2 配達飲食サービス業は、現在までの排出状況を踏まえ、2021年度比で21.4%削減し、基準年度比+12.3%までの範囲に増加量を抑えることを目標とします。

※掲載値は小数点未満を概数処理(四捨五入)しているため、合計や割合が一致しない場合があります。

## 3-2 温室効果ガスの排出削減等のための取組

### (1) 再生可能エネルギーの最大限活用

再生可能エネルギー（以下、再エネという。）は、温室効果ガスを排出しない、国内で生産可能な重要なエネルギー源です。そのため、再エネについて、国の「エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）」では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の実現を目指し、再エネ最優先の原則を踏まえ、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していくものと位置づけています。

本市は、再エネの最大限活用を図るため、以下の取組を実施します。

#### 1) 太陽光発電設備の導入

「倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針」に基づき、施設の性質上適しない場合を除き、市有建築物の新築工事（改築・増築を含む。）及び大規模改修工事における太陽光発電設備の原則導入などを進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

導入容量については、設置条件等を考慮した上で、最大限の導入に努めるものとします。

※ 「大規模改修工事」とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕又は模様替とします。

#### 2) 廃棄物発電の活用

他の市有施設への自己託送等により、ごみ処理施設で発電した電力を最大限活用します。

水島清掃工場については、令和5年度（2023年度）以降の自己託送を計画しており、令和7年度（2025年度）に稼働予定の（仮称）倉敷西部クリーンセンターについても、自己託送の実施を検討します。

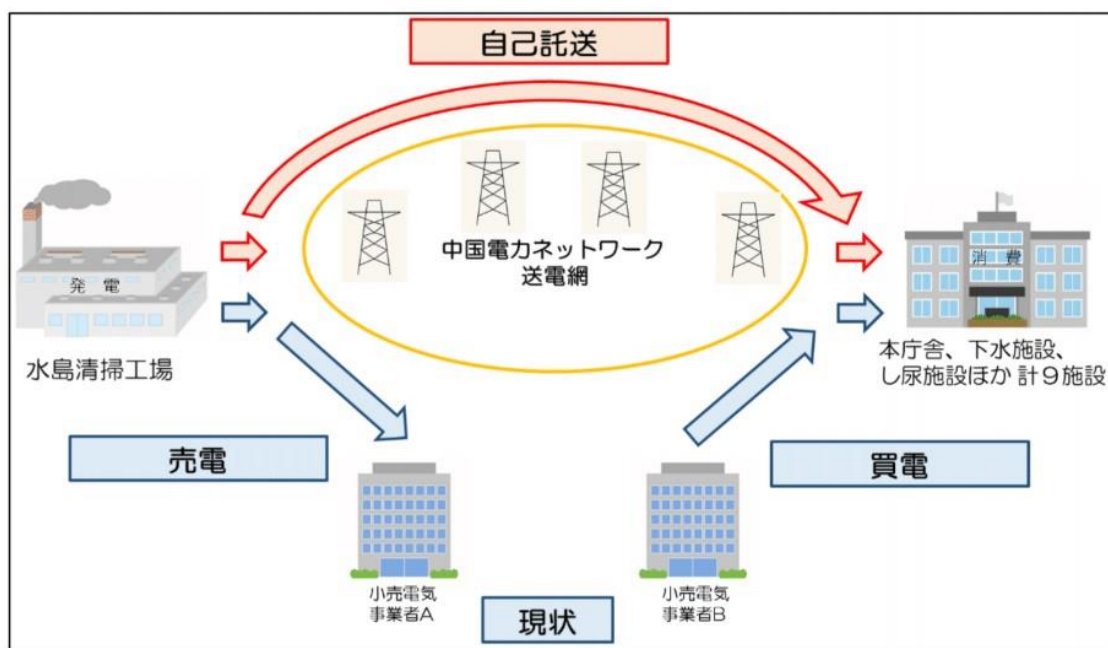


図 3-3 水島清掃工場で発生する余剰電力を市有施設に供給する自己託送のイメージ

### 3) その他の再エネ設備等の導入

太陽光発電や廃棄物発電以外の再エネ設備や、蓄電池についても、温室効果ガス削減効果や、施設用途、立地条件等を踏まえて導入を検討します。

## (2) 建築物の建築等にあたっての取組

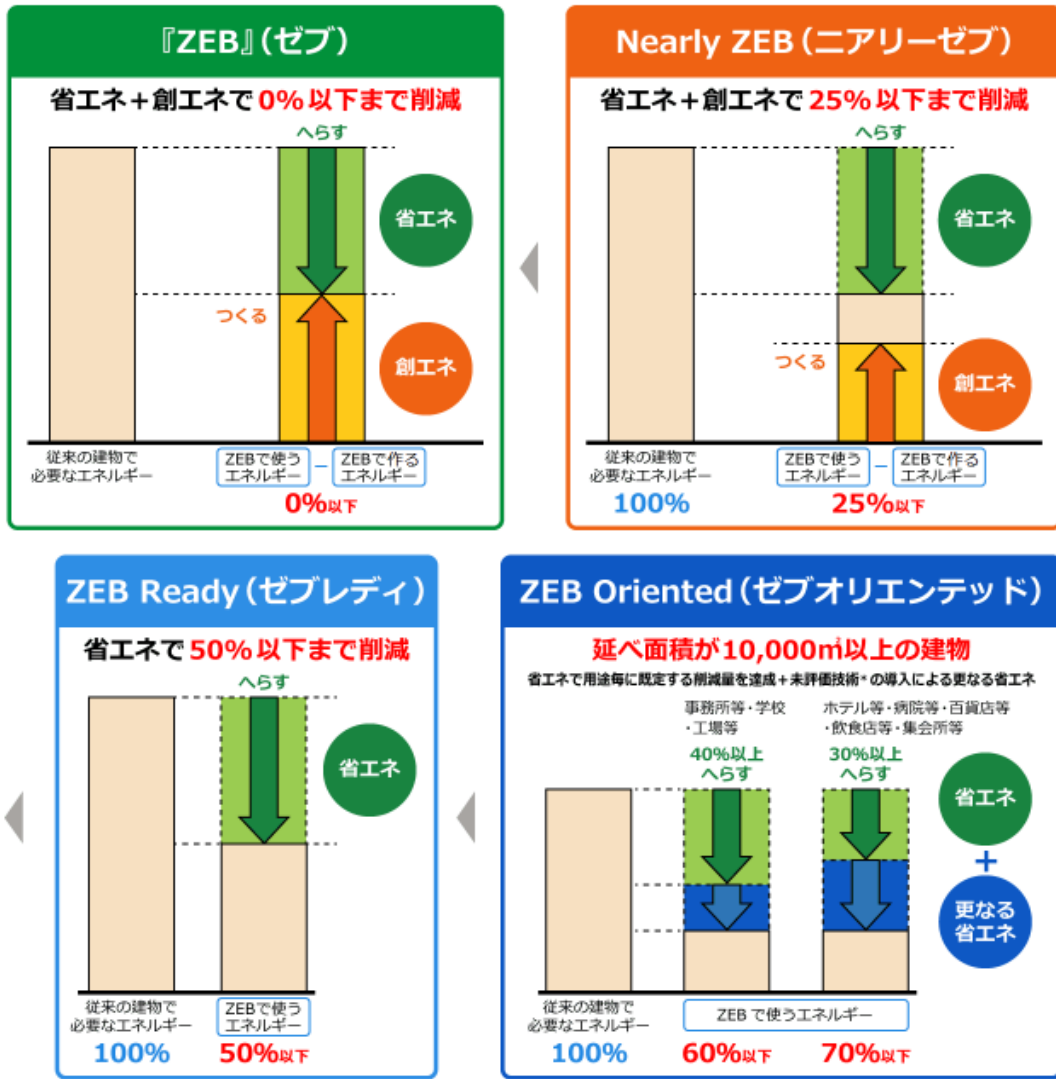
建築物でのエネルギー使用量を大きく減らすことができる ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及がカーボンニュートラルの実現に向けて求められています。

本市は、「倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針」に基づき、延床面積 2,000 ㎡以上の市有建築物の新築工事（改築・増築を含む。）及び大規模改修工事における基本設計の際には、原則 ZEB の導入検討を行い、温室効果ガス削減効果、施設の用途や立地条件、ライフサイクルコスト等を踏まえ、ZEB の導入に努めるものとします。

省エネ性能としては、ZEB Oriented 相当以上を原則とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。なお、延床面積 2,000 ㎡未満の大規模改修工事、部分改修工事、修繕等で BEI を算定しない場合には、改修範囲や改修目的等を考慮した上で、省エネルギー設備の導入や断熱性能の向上等の適用を検討するものとします。

- ※ 「BEI」とは、建築物の設計一次エネルギー消費量を、基準一次エネルギー消費量で除した数値で、数値が低いほど省エネ性能が高い建築物とされます。
- ※ 「ZEB Oriented 相当」とは、建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとします。
  - ・ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から 30%削減（BEI=0.7）
  - ・事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から 40%削減（BEI=0.6）
- ※ 「ZEB Ready 相当」とは、建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、現行の省エネ基準値から 50%削減（BEI=0.5）を満たすものとします。





出典

環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル)」

図 3-4 ZEB の種類 (『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready・ZEB Oriented)

### (3) 環境負荷の低減に寄与する製品等の調達

環境負荷のできるだけ少ない製品やサービスを調達することは、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品等の提供を促し、社会全体を環境配慮型な社会に変えていくことができると考えられます。

本市は、環境負荷の低減に寄与する製品等の調達として、以下の取組を実施します。

#### 1) LED 照明の導入

既存設備を含め、市有施設全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とすることを目指します。

#### 2) 電動車の導入

市の公用車は、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合を除き、新規導入・更新については 2023 年度以降全て電動車とすることを目指します。

#### 3) 環境配慮型の電力調達

「倉敷市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、2030 年度までに使用電力量 1kWh あたりに発生する温室効果ガス排出量を 0.25 kg-CO<sub>2</sub> 以下とすることを目指します。

また、再エネ由来 100%の電力調達についても積極的に進めます。

### (4) 循環型社会形成に向けた取組

本市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量のうち、ごみ焼却に伴う排出量は、電力使用に伴う排出量に次いで大きな割合を占めており、この削減のためには、市民や事業者等から排出されるごみの焼却量を減らす必要があります。

そのため、本市は、「倉敷市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、出前講座やイベントにおける啓発活動や、3R 推進優良事業者の認定などを実施し、市民や事業者等と協働し、市域のごみ減量と再資源化に向けた取組を推進します。

### (5) 吸収作用の保全及び強化

国全体の森林等の吸収源対策による 2019 年度の吸収量は、2013 年度の温室効果ガス総排出量の約 3%に相当し、国の「地球温暖化対策計画」でも対策のひとつに挙げられています。

本市としても、森林吸収源として適切な森林整備・保全を図るとともに、事業者や市民団体等の参加による持続的な森林保全活動の仕組みを検討します。

また、緑のカーテンや住宅用生垣の普及、緩衝緑地や公園緑地の拡大、建物の屋上緑化・壁面緑化の普及を促進するとともに、緑のリサイクル事業、フラワーロード事業等により、市街地の緑化を推進します。

(6) COOL CHOICE (クールチョイス) の推進

「COOL CHOICE」は、温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

本市は、平成 29 年 (2017 年) 6 月に、より一層の地球温暖化対策を推進するため、改めて、この「COOL CHOICE」への賛同を宣言しました。職員が遵守すべき取組をまとめた「COOL CHOICE 暮らしきガイドライン」に基づき、全職員による率先した「COOL CHOICE」の実践に努めます。

## COOL CHOICE 暮らしき

### 市職員の省エネ・温暖化対策ガイドライン

本ガイドラインは、職員が率先して温室効果ガスの削減に繋がる COOL CHOICE (=賢い選択) を行うという姿勢に立ち、まずはできることから、無理のない範囲で取り組む = 「日常業務におけるエネルギーの『浪費』や『無駄』をなくす」という観点により作成しています。

本ガイドラインを活用の上、各課の環境管理推進員を中心に、職場における省エネ・温暖化対策を一層推進していただきますよう、ご協力をお願いします。

本市では、市の事務事業のエネルギーの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を 2030 年までに 2013 年度比で 63.3%削減<sup>※</sup>することをめざしています

※ごみ焼却等に伴う排出量を含む温室効果ガス総排出量全体では 2013 年度比 43.8%削減



「COOL CHOICE(クールチョイス)」とは？  
あらゆる場面において省エネ・脱炭素型の商品・サービス・行動の「賢い選択 (= COOL CHOICE)」を促す国民運動です。  
温室効果ガス削減に資する取組は全て COOL CHOICE です！



冷房時 28℃  
暖房時 20℃  
開引き点灯  
空調省エネ設定  
温度計確認  
設定「中」以下  
設定 90℃以下  
クールビズ  
ウォームビズ  
PC 輝度 40%  
低電力モード  
テレビ会議  
マイボトル使用  
離席時スリープモード  
ごみ減量

完全消灯  
残業時間明示  
運用ルール明示  
コンセント(タップ)OFF  
コンセント抜く

#### 行動点検チェックリスト

照明	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 業務エリアを除き、昼休みは全消灯している (必須)</li> <li><input type="checkbox"/> 終業後は必ず消灯して帰っている (必須)</li> <li><input type="checkbox"/> JIS 照度基準等に配慮しつつ、デスクライトを併用するなど、執務室の照明の点灯を最低限としている</li> <li><input type="checkbox"/> 残業時、業務者から 5m 以上離れた照明は消している</li> <li><input type="checkbox"/> 廊下等は全点灯の 1/3 を目標に開引き点灯している</li> <li><input type="checkbox"/> 給湯室、トイレ等は使用時以外は常時消灯している</li> <li><input type="checkbox"/> 職場でルールを決めて、無駄な点灯を減らしている (運用ルールの明示・スイッチへの点灯箇所明示など)</li> <li><input type="checkbox"/> ランプ・器具等の清掃をし、照明効率を向上させている</li> <li><input type="checkbox"/> 常時消灯の照明器具には「消灯中」と表示している</li> <li><input type="checkbox"/> 会議室等で準備・片付け等の際には、必要な照明のみ点灯している</li> </ul>
10 点中 7 点	
その他機器	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1 時間以上の離席時は、PC の電源を切るか、スリープモードにしている (必須)</li> <li><input type="checkbox"/> 終業後は、電気ポットのコンセントを抜いている (必須)</li> <li><input type="checkbox"/> 未使用時又は終業後は、PC 等のコンセントを抜くか、コンセントタップを利用しスイッチを切っている</li> <li><input type="checkbox"/> PC は使用に支障がない範囲で輝度を 40% まで下げている</li> <li><input type="checkbox"/> 低電力モードのある機器は、低電力モードに設定している</li> <li><input type="checkbox"/> 冷蔵庫の設定温度は「中」以下にしている</li> <li><input type="checkbox"/> 給湯器で湯を沸かし、保温ポット等を使っている</li> <li><input type="checkbox"/> 電気ポットの設定温度は 90℃ 以下にしている</li> <li><input type="checkbox"/> 電気ポットや冷蔵庫等を他所蔵と共有して使用している</li> <li><input type="checkbox"/> 業務上支障のない範囲で、トイレの温水便座やエアータオルの電源を切っている</li> </ul>
10 点中 9 点	

空調	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 室温は冷房時 28℃・暖房時 20℃ を目安にしている (必須)</li> <li><input type="checkbox"/> クールビズ、ウォームビズに取り組んでいる (必須)</li> <li><input type="checkbox"/> 空調の稼働中はブラインドを閉め、熱の流出入を防いでいる</li> <li><input type="checkbox"/> フィルターは夏・冬それぞれ使用前に掃除している</li> <li><input type="checkbox"/> 扇風機は、空気の対流を目的とし、個人使用は控えている</li> <li><input type="checkbox"/> 給湯室、トイレの換気は、法的な制限がない限り、使用時のみ動かしている</li> <li><input type="checkbox"/> 執務室には温度計を設置し、適正な室温が確認している</li> <li><input type="checkbox"/> 電気室、サーバールーム等は、機器性能が確保できる範囲内の空調設定とし、冷やしすぎないようにしている</li> <li><input type="checkbox"/> 空調の稼働時間は必要最低限とし、稼働時間を決めて運用している</li> <li><input type="checkbox"/> 空調設備の省エネ機能を利用している</li> </ul>
10 点中 10 点	
その他行動	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 荷物搬送を伴わない階の移動には、エレベーターではなく、階段を利用している</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね 2km 以内の移動は、自転車や徒歩で移動している</li> <li><input type="checkbox"/> 急発進・急加速せず、エコドライブを心掛けている</li> <li><input type="checkbox"/> レジ袋、使い捨てコップ・スプーンなどの使用は控え、プラスチックごみの減量に取り組んでいる</li> <li><input type="checkbox"/> テレビ会議等を活用し、自動車等の利用を減らしている</li> <li><input type="checkbox"/> 残業時間の削減やテレワークの実施など、CO<sub>2</sub> 削減にもつながる働き方改革に取り組んでいる</li> </ul>
6 点中 6 点	

※JIS 照度基準や労働安全衛生法の各照度範囲  
執務室・会議室 : 300~750 ルクス  
ホール : 200~500 ルクス  
廊下・給湯室・トイレ : 100~200 ルクス

(必須) 項目はすべての所属で 100% の達成をめざします！



～COOL CHOICE は、なぜ「賢い選択」？～  
温室効果ガスの削減に取り組むことで、実は様々なメリットを得ることができます。「省エネ」は経費の削減に、「エコドライブ」は安全運転などに繋がります。普段の生活の中でも「賢い選択」を実現しましょう。



～持続可能な社会実現のため行動しましょう～  
「COOL CHOICE 暮らしき」は、世界共通の目標 SDGs (持続可能な開発目標) 17 目標のうち、左記の目標達成に貢献します。

図 3-5 COOL CHOICE 暮らしきガイドライン

25

## 第4章 計画の推進体制と進行管理

### 4-1 計画推進体制

本計画では、「市長」をトップマネジメント、倉敷市環境保全推進本部設置規程に基づく「倉敷市環境保全推進本部」を管理組織、その下部組織である「温暖化対策ワーキンググループ」内の倉敷市エネルギー管理規程に基づく「省エネ・温暖化対策推進委員会」を推進組織と位置付けています。

これらの推進体制のもと、実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための全体の企画の立案及び進捗・点検・管理を行います。

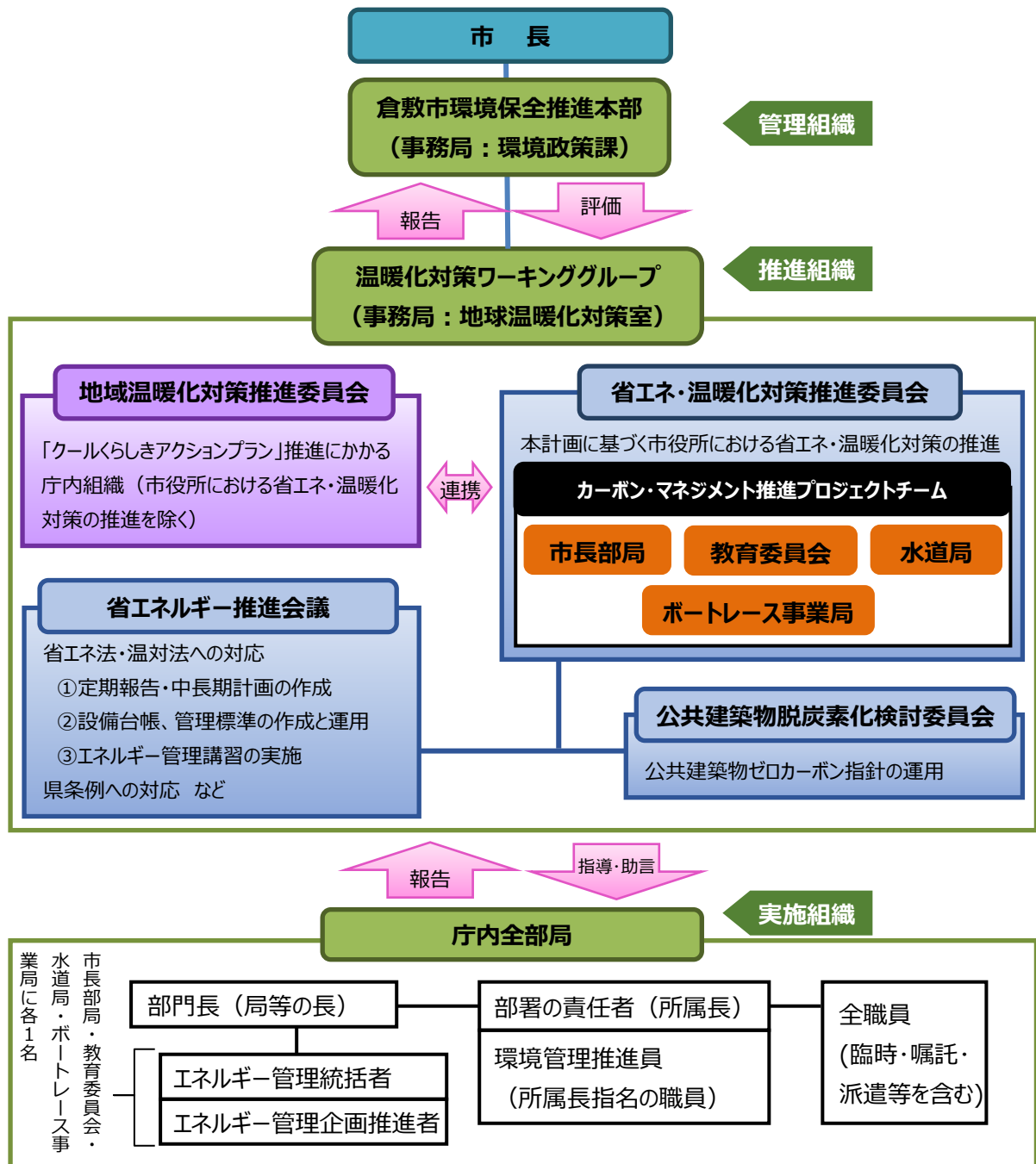


図 4-1 計画の推進体制

本計画では、推進組織の主体となる「省エネ・温暖化対策推進委員会」の中で、部局ごとに取組みされている現状組織を「カーボン・マネジメント推進プロジェクトチーム」と定義づけています。「カーボン・マネジメント推進プロジェクトチーム」は、各部局の「エネルギー管理企画推進者」（チームリーダー）及び倉敷市エネルギー管理規程に基づく「省エネ・温暖化対策推進委員」等が主要な構成メンバーとなります。また、本プロジェクトチームは企画財政部門をアドバイザーとし、各部局のプロジェクトチームは環境保全推進本部への報告・提言の前にアドバイザーと協議して投資計画や施策の立案を行います。

当該組織が中心となり、部局の特色・状況を踏まえたカーボン・マネジメントの企画立案及び進捗・点検・管理を行うことで、部局単位での円滑かつ効果的な温室効果ガス削減の推進を図ります。

さらに、実施組織である庁内全部局の各施設では、各施設所管課長を責任者（リーダー）として、それを実務面で補佐する「環境管理推進員」の管理のもと、職員において施策の実施、自己点検・評価等を行います。実施組織のうち管理受託者や指定管理者についても、所管する部署において、本計画に基づく排出抑制の措置を講じるよう求めることとします。



図 4-2 カーボン・マネジメント推進プロジェクトチーム及び各施設の組織体制

## 4-2 進行管理

本計画に関わる施策を確実に実施し、継続的な改善を図っていくために、PDCAによる進行管理を行います。本市では、実行計画（事務事業編）全体の大きなPDCAサイクル、部局ごとに運用するPDCAサイクル及び施設ごとに運用する小さなPDCAサイクルなど、レベル別の進行管理を行います。また、各レベルにおける温室効果ガス排出量及び削減量の「見える化」を行うことで、全職員への意識啓発を図ります。

実行計画全体の大きなPDCAサイクルは、実行計画策定・見直しに係る進行管理であり、温室効果ガス排出量の削減目標達成状況や対象とする事務事業範囲や社会情勢の変化等を踏まえ、随時必要に応じ実行計画の見直し・改定を行います。

部局ごとに運用する省エネ・温暖化施策のPDCAサイクルは、省エネ法に基づく定期報告や部局の重点施策推進などに係る原則1年サイクルの進行管理であり、「カーボン・マネジメント推進プロジェクトチーム」を中心に省エネ・温暖化施策のPDCAを行います。

施設ごとに運用する小さなPDCAサイクルは、エネルギー管理標準の策定・見直しやエネルギー月報の運用及び省エネ中長期投資計画などに係る施設ごとの進行管理であり、部局のPDCAや省エネ中長期投資計画のPDCAと連動してPDCAを行います。

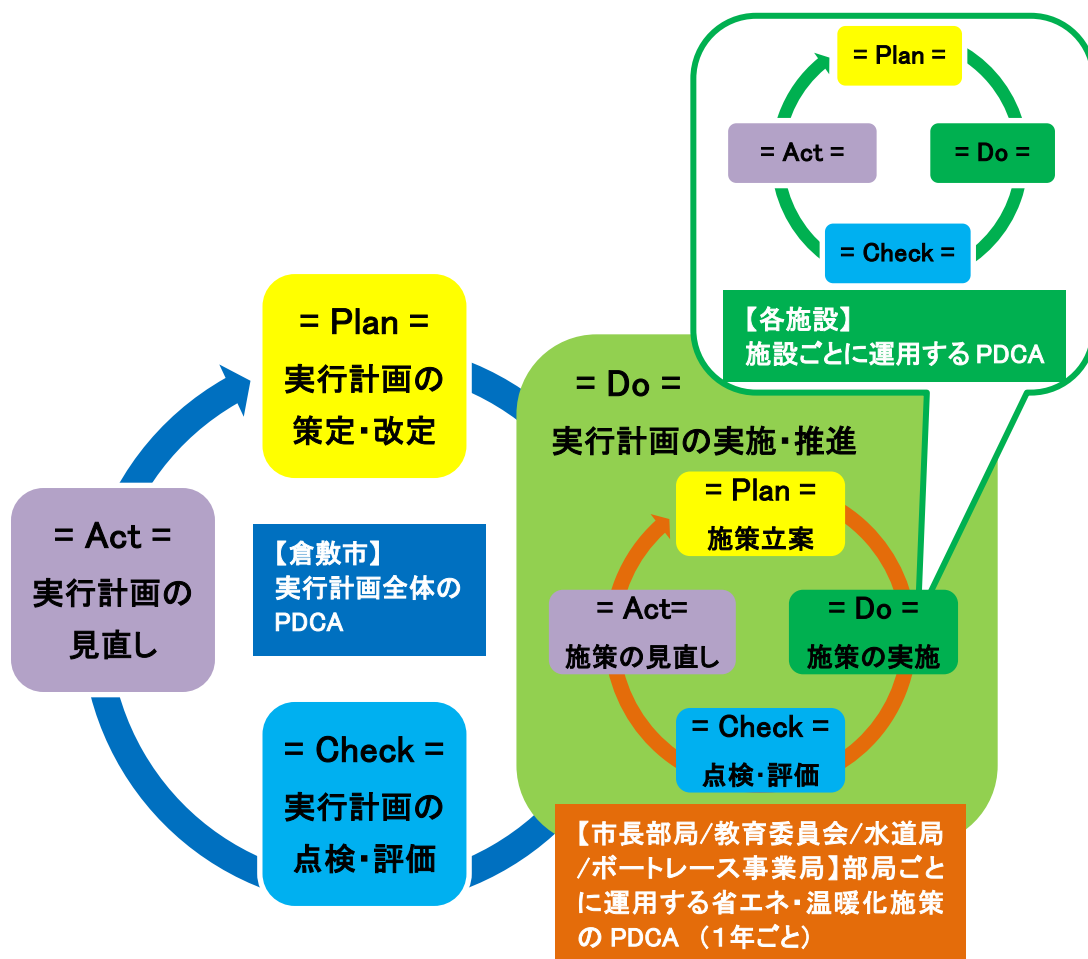


図 4-3 進行管理

表 4-1 部局ごとに運用する省エネ・温暖化施策の PDCA サイクル（1年ごと）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施策立案						← P →						
施策の実施	← D →											
		委員会				推進会議				推進会議		
点検・評価		← C →										
				報告								
見直し			← A →									

※ 表中の「委員会」は省エネ・温暖化対策推進委員会の開催時期、「推進会議」は省エネルギー推進会議の開催時期（年1～2回程度）、「報告」は省エネ法の定期報告時期を示します。